

会員事業所(企業) 申請について

Q1

インフルエンザ予防接種の受診(予定)人数が30名以上の場合に、申請書を提出することとされていますが、30名未満の場合でも申請書を提出し、補助金予算を確保することができますか？

A1

受診(予定)人数が30名以上の場合に、申請書の提出を規定している主な理由は、この事業は県の補助事業で実施し、大まかな予算管理を行う必要があるからです。そのため、受診(予定)人数が30名未満であっても、補助金の予算を確保されたい場合等は、申請いただいてもかまいません。ただし、同一会員事業所(企業)で、事業所番号を複数持っている場合は、事業所番号ごとに提出してください。

Q2

申請書を提出しファミリーパックから承認された後に、受診(予定)人数が変更になりました。その場合には、再度申請書の提出が必要ですか？

A2

当初の受診(予定)人数より10名以上の増加が見込まれる場合のみ、再申請をお願いしています。

再申請の方法は、先にファミリーパックから承認された申請書の受診(予定)人数を訂正(見え消し)のうえ、ファミリーパックへ FAX 送信又は送付をしてください。後日、ファミリーパックから承認又は否認の結果を FAX 送信又は送付します。

Q3

申請書に受診予定月を記載する欄がありますが、申請時において従業員等の受診日が定まっておられません。その場合は、空欄で申請書を提出してもいいですか？

A3

受診日が定まっていない場合は、受診予定月を空欄とせず、目安月でご記入ください。なお、可能な限りインフルエンザ流行のシーズン前までに、受診いただくようお勧めします。

Q4

申請書の提出期限はありますか？

A4

申請書の提出期限は定めていませんが、予算に達したときは、申請の受付を終了する場合がありますため、早めの申請をお勧めします。

請求について

Q5

請求書の提出期限はありますか？

A5

請求書の提出期限は、3月末日、必着となっています。

なお、予算に達したときは、請求の受付を終了する場合がありますため、早めの請求書の送付をお勧めします。

Q6

請求書をファミリーパックに提出しましたが、会員事業所(企業)に振り込まれる日はいつですか？

A6

請求書の受付日によって振込日が以下のとおり決まっていますので、参考にしてください。
なお、休祝日、年末年始等によっては、振込日が前後する場合があります。

- ・受付 4/ 1 - 4/10 → 振込 4月末日
- ・受付 4/11 - 5/10 → 振込 5月末日
- ・受付 5/11 - 6/10 → 振込 6月末日
- ・受付 6/11 - 7/10 → 振込 7月末日
- ・受付 7/11 - 8/10 → 振込 8月末日
- ・受付 8/11 - 9/10 → 振込 9月末日
- ・受付 9/11 - 10/10 → 振込 10月末日
- ・受付 10/11 - 11/10 → 振込 11月末日
- ・受付 11/11 - 12/10 → 振込 12月末日
- ・受付 12/11 - 1/10 → 振込 1月末日
- ・受付 1/11 - 2/10 → 振込 2月末日
- ・受付 2/11 - 3/10 → 振込 3月末日
- ・受付 3/11 - 3/31 → 振込 4月末日

領収書について

Q7

家族でインフルエンザ予防接種を受診したところ、領収書に受診者名が明記されず、領収額も合算されていました。その場合の領収書は補助の対象となりますか？

A7

その場合の領収書は、補助の対象となりません。領収書には、受診者名と受診料、受診年月日、受診医療機関名の明記に加え、領収印(ゴム印可)の押印が必要です。また、複数人数を合算した領収書の場合、受診者ごとに受診料が明記されている必要があります。

このため、補助の対象となるように、医療機関に個別領収書の発行を依頼するか、又は「インフルエンザ予防接種証明書」の発行を依頼してください。

その他

Q8

会員事業所(企業)がインフルエンザ予防接種料を一部負担し、従業員の予防接種を実施しています。その場合は、ファミリーパック補助金の支給対象となりますか？

A8

会員事業所(企業)がインフルエンザ予防接種料金を全額負担した場合は、補助金支給の対象とはなりません。接種料金の一部を会員事業所(企業)が負担し、会員及びその配偶者の自己負担額が1人2千円以上ある場合は、補助金の支給対象となります。

Q9

補助金請求までの流れの(方法1)と(方法2)との主な違いを教えてください。

A9

(方法1)は、提携医療機関での受診に限ります。この方法は、会員又はその配偶者が個別に提携医療機関において予防接種を受診した際に、「ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券」を提出することによりその額面額が予防接種料金から差し引かれることにより、補助が受けられる仕組みとなっています。

なお、提携医療機関で受診した場合は、協定料金が適用されます。

※一部の提携医療機関では、協定料金を設けていない場合があります。

(方法2)は、医療機関(提携医療機関含む)受診後に、会員事業所(企業)を通して「ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券」とその「領収書」を提出することにより、会員事業所(企業)を通して補助金をお受け取りいただける仕組みとなっています。

Q10

ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券は会員事業所(企業)に送付されますか？また、その補助券を紛失した場合は、再発行ができますか？

A10

会員事業所に送付するファミリーパックガイドブック(兵庫県版)に「ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券」を添付しています。また、その補助券を紛失された場合は、再発行ができません。※1年度間に1人1冊発行・ピンク色の補助券

ただし、ファミリーパックガイドブックの再発行は、「紛失届」を提出することにより、ファミリーパック加入後1人1回1冊のみ再発行(有料:1,000円/1冊)ができます。